

氷 見 市 奨 学 生
(一般奨学金)

令和7年度 募 集 要 項

氷見市教育委員会

氷見市奨学生（一般奨学金）の特徴

1 無利子貸与

2 貸与月額上限45,000円（大学生の場合）

3 独立行政法人日本学生支援機構の「給付型」奨学金等との併用可能

※給付型奨学金や下記以外の貸与型奨学金のほか、教育ローンとの併用は可能です。

※氷見市奨学金と重複して下記の貸与型奨学金の交付が決定した場合は、これらを遡及して取り消していただくことが貸与条件となります。



併用できない貸与型奨学金

- ・日本学生支援機構の奨学金（第一種及び第二種）
- ・富山県奨学資金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金（本人及び保護者）

4 独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金より収入基準を緩和

※日本学生支援機構の第二種（有利子）奨学金と第一種（無利子）奨学金の家計基準の中間を採用

低

高

家計所得

日本学生支援機構の奨学金	給付型	無利子貸与型	有利子貸与型	対象外
	↑ 氷見市の奨学金と併用可能 ↓	↑ 貸与月額によっては機構の奨学金が有利	利率では氷見市の奨学金が有利 ↓	
氷見市の奨学金	対象（無利子貸与型）			対象外

1 出願資格

高等学校若しくはこれに準ずる学校（以下「高等学校」といいます。）又は大学（短期大学及び大学院を含みます。）若しくはこれに準ずる学校（以下「大学」といいます。）へ進学を希望する者及び高等学校又は大学に在学中の者で、次の要件を満たす者に出願資格があります。

（１） 優れた学生又は生徒であること。

① 人物について

学習活動、その他生活の全般を通じて態度・行動が学生又は生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

② 学力について

学業成績の評定を全履修科目について平均した値が全体平均水準以上であって、優れた学業成績を修める見込みがあること。

（２） 経済的理由により修学が困難な者であること。

生計維持者（原則として父母（２名））が次の「収入基準」に該当すること。

大学等	生計維持者の算定基準額※が 285,400 円以下 であること
高等学校	生計維持者の算定基準額※が 228,300 円以下 であること

※算定基準額は『別表第１ 家計基準』を参照してください。

（３） 保護者等（親権を行う者、未成年後見人その他これらに準ずる者と市長が認める者（成年に達する直前に親権を行っていた者など）をいいます。）が市の区域内に住所を有すること。

（４） 在学した学校又は現に在学する学校の校長の推薦があること。

（５） 独立行政法人日本学生支援機構の学資金若しくは富山県奨学資金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者でないこと。

ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者については、特別奨学金（高等学校に在学する者 月額６千円以下、大学に在学する者 月額２万円以下）の貸与を受けることができます。

※ 『ぶり奨学プログラム』を利用されている方も、上記を満たしていれば出願資格があり、両方を利用することができます。

2 一般奨学金の貸与月額及び交付の期間

(1) 貸与月額

- ① 高等学校に在学する者 15,000円以下
- ② 大学に在学する者 45,000円以下

なお、一般奨学金の貸与を受ける者のうち、一般奨学金の貸与を受けることによって、なおその修学を維持することが困難であると認められる遺児等（父又は母が死亡し、若しくは心身の障害により長期にわたって労働力を失っている状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある児童その他これに準ずる者と市長が認める者をいう。）については、特別奨学金（高等学校に在学する者 月額6千円以下、大学に在学する者 月額2万円以下）の貸与を併せて受けることができます。

(2) 交付の期間

出願のあった月又は就学した月分からその学校における最短修業年限の終期月分までとします。（ただし、最初の交付は出願月から4カ月程度後となり、その初月に未交付分を一括交付します。）

(3) 利息

無利息

3 募集期間等

(1) 募集期間

令和7年度中随時。ただし、予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合や採択を先送りする場合があります。

(2) 出願に際しては、次の書類を提出してください。

- ① 奨学生願書
- ② 奨学生推薦調書
 - ・学業成績の評定は5段階評価法によります。（大学在学中で既に成績等が出ている者は、成績・単位証明書等によります。）
- ③ 生計維持者（原則として父母（2名））の課税証明書
- ④ 合格通知書の写し（新たな学校に進学する場合）又は在学証明書
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(3) 出願にあたっては、連帯保証人2名（保護者等1名及び独立の生計を営む成年者で市長が適当と認めるもの）の選任が必要です。 ※連帯保証人の要件は別表第2を参照ください。

4 奨学生の決定

奨学生の決定は、氷見市奨学生審査委員会に諮って市長が行います。

奨学生決定通知は、願書の提出月から3カ月以内に文書で本人宛てに行います。

5 誓約書の提出

(1) 奨学生として決定された者は、「連帯保証人2名と連署した誓約書」、「連帯保証人の印鑑
照明」、及び「連帯保証人の所得を証明する書類」を別に指示する期限までに提出するものと
します。

(2) 上記誓約書及び証明書類を提出した方に、氷見市育英資金が貸与されます。

6 奨学金の交付

奨学金は、「口座振替による支払申出書」で届けられた保護者等の口座に振込まれます。

7 奨学金の返還

(1) 奨学金の返還

- ① 奨学金の交付が終了したときは、「奨学金借用証書」及び「連帯保証人の印鑑証明」、及
び「連帯保証人の所得を証明する書類」を提出するものとします。
- ② 奨学金は貸与であり、貸与終了後は必ず返還してください。
- ③ この返還金は、次の奨学金の原資となり後輩に貸与されます。

(2) 奨学金の返還期間

奨学金の返還期間は、卒業した月の翌月から3年の据置期間を含めて、高等学校にあっては9年間、大学にあっては13年間です。

(3) 奨学金の返還方法

- ① 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦の方法によります。ただし、その全部又は一部
を繰り上げて返還することができます。
- ② 奨学金の返還を怠ったときは、延滞金が課せられます。

8 奨学金の返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は病気その他特別の理由により
奨学金の返還が困難と認められるときは、申請により、奨学金の全部若しくは一部の返還を免
除し、又は相当の期間その返還を猶予することがあります。

家計基準

生計維持者の所得課税情報から算出される算定基準額が【別表第1】の収入基準額以下であること。

【別表第1】

	収入基準額
大学奨学生	285,400円
高等学校奨学生	228,300円

算定基準額（a）＝（課税標準額）×6％－市町村民税調整控除額（b）
－（多子控除）（c）－（ひとり親控除）（d）－（私立自宅外控除）（e）
※100円未満は切り捨て

（a）市町村民税所得割が非課税の場合はこの計算式に関わらず、算定基準額が0円となります。ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

（b）政令指定都市に対して市民税を納税している場合は（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

（c）生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

（例）生計維持者が申込者を含め4人の子どもを扶養している場合の控除額は
（4－2）人×40,000円＝80,000円 となります。

（d）ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

（e）申込者が私立の学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

生計維持者は原則、父母（2人いる場合は2人とも）です。

生計維持者についての考え方は（独）日本学生支援機構に準じています。

ご不明の場合はご相談ください。

別表第2 保証人の要件

出願にあたって選任する保証人は、原則として、「保護者等」及び「独立の生計を営む成年者で市長が適当と認めるもの」のうち次の要件を満たす者としします。

【要件】

保護者等	原則として親権を行う者、または奨学生が成年に達する直前までに親権を行っていた者
独立の生計を営む成年者で市長が適当と認めるもの	貸与総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められるもの。

※「貸与総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められるもの」とは、原則として次の基準のいずれかを満たすものをいいます。

- ①所得証明書：(給与所得者)年間収入 $\geq$ 月賦返還額 $\times$ 12月 + 300万円
(事業所得者)年間所得 $\geq$ 月賦返還額 $\times$ 12月 + 200万円
- ②預貯金残高証明書：預金残高 $\geq$ 貸与予定総額

氷見市育英資金条例及び氷見市育英資金条例施行規則並びにこの要項に定めるもののほか、奨学生の募集、奨学金の貸与・償還に関し必要な事項は独立行政法人日本学生支援機構の作成する「奨学事務の手引」に準ずるものとします。

【申込・問合せ先】

〒935-8686

富山県氷見市鞍川 1 0 6 0 番地

氷見市教育委員会事務局 学校教育課

TEL 0766 (74) 8211 FAX 0766 (74) 5520